

施策の方向性



感染症法に基づく本市の「感染症予防計画」を策定し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある様々な感染症の発生及びまん延への備えを進めます。



人権を尊重した感染症対策を推進し、市民に対し感染症の啓発及び知識の普及に努めます。



新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症対策に関する人材の養成及び資質の向上、保健所の体制の確保等を進めます。

「感染症予防計画」について

- 法第10条第14項に基づき、感染症基本指針及び県予防計画に即して策定する、本市における感染症を予防するための施策の実施に関する計画です。

今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延時には、地域の実情に応じて主体的・機動的に感染症対策に取り組む必要があるため、今回新たに策定が義務付けられました。平時から県下で連携を深め、引き続き感染症対策を推進していきます。

感染症予防計画の中では、以下の略称を使用します。

本計画での表記	正式名称・意味など
法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。令和6年4月1日施行）
感染症基本指針	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号）
県	神奈川県
予防計画	感染症予防計画
対策協議会	神奈川県感染症対策協議会

<記載項目>

1. 基本的な考え方	
2. 具体的な方策	
(1) 発生の予防	(9) 外出自粛対象者の療養生活の環境整備
(2) まん延の防止	(10) 対策物資等の確保
(3) 情報の収集、調査及び研究	(11) 啓発及び人権の尊重
(4) 検査体制及び能力の向上	(12) 人材の養成及び資質の向上
(5) 医療提供体制の確保	(13) 保健所の体制の確保
(6) 患者の移送体制の確保	(14) 緊急時の施策
(7) 体制の確保に係る目標	(15) その他重要事項
(8) 宿泊施設の確保	
3. 特定の感染症対策	
(1) 結核対策	(5) 新型インフルエンザ対策
(2) HIV/エイズ・性感染症対策	(6) 麻しん・風しん対策
(3) 感染症・食中毒対策	(7) 予防接種
(4) 輸入感染症対策	

1. 基本的な考え方

① 横浜市の状況と保健所体制

- 横浜は国際港を有し、国際空港からのアクセスもよく、企業の集積や多くの国際会議・イベントの開催により海外との人と物の行き来が活発です。また、就業、通学により、毎日多くの人々が市域外と行き来しています。これらのことから国内外から感染症が持ち込まれるリスクが高く、国や県との連携による水際対策や、まん延防止の取組が必要不可欠です。
- 本市においては、1保健所18支所体制をとることで指揮命令系統を一元化し、健康危機管理※¹機能を強化することで、あらゆる感染症に的確・迅速に対処します。

② 事前対応型行政の構築

- 本市における感染症対策は、感染症発生動向調査※²体制を充実した上で、感染症基本指針、県予防計画、本計画及び特定感染症予防指針に基づき、平時から感染症の発生及びまん延を防止することに重点を置いた事前対応型行政を推進します。
- 県が設置する対策協議会を通じ、予防計画等について協議を行うとともに、取組状況を毎年報告し、関係者が一体となってPDCAサイクルに基づく改善を図るよう努めます。

③ 市民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

- 多くの感染症の予防・治療が可能になっているため、感染症情報の収集、分析とその結果を市民へ公表するなど情報提供を進めつつ、「市民一人ひとりが努める予防」及び「感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ね」による社会全体の予防の推進を図ります。

④ 人権の尊重

- 感染症予防と人権尊重の両立を基本とする観点から、患者個人の意思や人権を尊重し、安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備を図ります。
- 個人情報の保護には十分留意し、差別や偏見を解消するため、報道機関に協力を求める等、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

⑤ 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

- 感染症の発生は、周辺へまん延する可能性があり、市民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められます。そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の発生情報と病原体等に関する情報の収集、分析・提供を目的とした総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、国、県及び県内保健所設置市※³や医師会等の医療関係団体と連携し、迅速かつ確実に対応できる体制を整備します。

※¹ 健康危機管理 医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等のこと。

※² 感染症発生動向調査 感染症の予防とまん延防止の施策を講じるため、感染症の発生状況に関する情報を迅速に医療機関から収集し、その内容を解析、評価、公表すること。

※³ 保健所設置市 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定により、保健所を設置している指定都市、中核市及びその他の政令で定める市のこと。神奈川県では本市のほか、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市。

⑥ 市の果たすべき役割

- 県、近隣自治体と相互に連携し感染症の発生予防及びまん延防止のための施策を講じます。また、正しい知識の普及、情報の収集、分析・提供、研究の推進、人材の養成・確保・資質の向上及び迅速かつ正確な検査体制の整備等、感染症対策の基盤整備を行います。この場合、国際的動向を踏まえるとともに、感染症の患者等の人権を尊重します。
- 対策協議会にて、県、保健所設置市等その他の関係者と平時からの意思疎通・情報共有・連携を進め、対策を行います。また、感染症基本指針及び県予防計画に即して本市予防計画を策定します。
- 保健所は地域における感染症対策の中核的機関として、また、衛生研究所は本市における感染症の技術的かつ専門的機関として、それぞれの役割が十分に果たされるよう、本市は関係部門を含め全庁一丸となって取り組むための体制整備や人材育成等の取組を計画的に行います。

⑦ 近隣自治体との相互協力

- 本市は、広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、県等と相互に協力しながら感染症対策を行います。
- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間※において、県と協力して対策が実行できるよう迅速に体制を移行します。
- 県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて市民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図ります。

※ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間

法第36条の2に規定する、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間のこと。

⑧ 市民の果たすべき役割

- 市民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うとともに、差別や偏見をもって感染症の患者及びその家族等や医療関係者等の人権を損なわないように努めます。

⑨ 医師等の果たすべき役割

- 医師その他の医療関係者は、市民の果たすべき役割に加え、感染症の予防に関し国、県及び本市の施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行います。また、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努めます。
- 病院、診療所、検査機関及び社会福祉施設等の開設者及び管理者は、施設における感染症の発生予防やまん延防止のために必要な措置を講ずるよう努めます。
- 医療機関又は薬局は、感染症の入院患者の医療その他必要な医療の実施について、国、県及び本市が講ずる措置に協力するものとします。

⑩ 獣医師等の果たすべき役割

- 獣医師その他の獣医療関係者は、市民の果たすべき役割に加え、感染症の予防に関し国、県及び本市の施策に協力するとともに、その予防に寄与するよう努めます。
- 動物等取扱業者※は、市民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体等が感染症を人に感染させることがないように適切に管理し、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、その他の必要な措置を講ずるよう努めます。

⑪ 予防接種

- 予防接種は、感染予防、発病予防、重症化予防及び感染症のまん延防止等を担う重要なものです。
- 本市は、国が行うワクチンの有効性及び安全性の評価を踏まえ、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、市民の理解を得つつ、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、積極的に予防接種を推進していきます。

※ 動物等取扱業者 法第5条の2第2項に規定する動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者

(1) 発生の予防

① 基本的な考え方

< 感染症対策 >

- 本市は、国及び県と連携を図り、具体的な感染症対策の企画立案、実施及び評価を行います。
- 感染症の発生を予防するための日常的な対策については、感染症発生動向調査を中心として実施します。
- 平時における食品衛生対策、環境衛生対策、動物由来感染症対策及び感染症の国内への侵入防止対策については、関係機関及び関係団体との連携を図りながら適切に措置を講じます。
- 感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくため、病院、診療所、社会福祉施設、学校、企業等の関係機関及び関係団体等と対策協議会等を通じて連携します。

< 予防接種 >

- 予防接種による予防が可能であり、かつ、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、予防接種法に基づき適切に予防接種が行われることが重要です。
- 本市は、予防接種法に基づく定期予防接種の実施に当たり、医師会等と十分な連携を図り、地域の実情に応じて個別接種の推進や対象者が予防接種をより安心して受けられるよう実施体制を整備し、積極的に情報を提供します。

② 感染症発生動向調査体制の整備

< 体制整備 >

- 感染症発生動向調査は、感染症の有効かつ確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止するための最も基本的な施策です。
- 本市は医師会等の協力を得ながら、現場の医師に対して法第12条に基づく医師の届出の義務と病原体の提出について周知を図り、発生動向の適切な把握を行います。
- 定量的な感染症の種類ごとのり患率等の推定を含めて正確な把握ができるように、定点把握対象の感染症の指定届出機関を指定します。

< 適切な届出 >

- 法に基づき、健康診断等の措置及び患者に対する良質かつ適切な医療の提供や病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、医師は法第12条に規定する本市への届出を適切に行うよう努めます。

※ 感染症の類型・分類、勧告措置の一覧表は資料編に掲載

< 動物等の感染症への対応 >

- 本市は、法第13条の規定による獣医師からの届出を受けた場合、当該届出に係る動物又はその死体等が感染症を人に感染させることを防止するため、保健所、衛生研究所及び動物管理部門等が相互に連携しながら、速やかに積極的疫学調査※の実施その他必要な措置を講ずるよう努めます。

< 病原体情報等の収集及び提供 >

- 本市は、感染症の病原体を迅速かつ正確に特定するため、医療機関等の協力の下、衛生研究所等を中心に、病原体に関する情報を統一的に収集、分析及び提供する体制を整備します。また、感染症情報センター等を中心に、患者に関する情報の収集及び分析を行い、感染症発生動向調査体制の強化に努めます。
- 本市は、国立感染症研究所をはじめ、関係機関から感染症情報の収集を積極的に行い、迅速に医療機関、保健所及び市民等に情報を提供します。

③ 予防対策と食品衛生対策の連携

- 本市は、食品媒介感染症の予防のため、食品衛生部門による他の食中毒対策と併せて、食品の検査・監視を要する業種や給食施設への発生予防の指導を行います。
- 発生予防に必要な情報の提供や指導については、感染症対策部門と食品衛生部門が連携して行います。

※ 積極的疫学調査 法第15条に基づき、患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。

④ 予防対策と環境衛生対策の連携

- 本市は、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生及びまん延を予防するため、感染症対策部門と環境衛生部門が相互に連携します。また、市民に対する正しい知識の普及、情報の提供及び関係業種等への指導、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等の駆除等を行います。ただし、過剰な消毒及び駆除とならないよう配慮します。

⑤ 検疫所との連携

- 本市は、検疫所と連携し、海外における感染症発生情報等を収集し、市民や医療機関等にその情報を積極的に提供します。
- 検疫法（昭和26年法律第201号）第26条の3の規定に基づく病原体保有の通知を検疫所から受理した場合、保健所は、健康診断、就業制限及び入院等必要な措置をとります。
- 検疫法第18条第3項の規定に基づく「健康状態に異状を生じた者に対し指示した事項」等の通知を検疫所から受理した場合、保健所は、本人その他関係者に質問又は必要な調査を行います。

(2) まん延の防止

① 基本的な考え方

< 感染症予防の推進 >

- 患者等の人権を尊重しつつ、迅速かつ的確にまん延防止対策を実施するためには、社会全体の感染症予防の推進が重要です。
- 本市は、感染症発生動向調査による情報の公表等を行い、患者等を含めた市民、医療関係者等の理解と協力に基づいて、市民が自ら予防に努め、健康を守ることができるよう支援します。

< 対人措置等における人権の尊重 >

- 本市は、対人措置※¹及び対物措置※²を行うに当たり、疫学調査等により収集した情報を適切に活用し、人権を尊重するとともに、その措置については必要最小限となるよう努めます。

< 広域的な連携 >

- 本市は、特定の地域で集団発生した場合や広域的に発生した場合のまん延防止の観点から、医師会等の専門職能団体や社会福祉施設等関係団体等との連携体制の整備に努めます。また、まん延が認められる緊急事態にあっては、国、県及び関係自治体等と連携を図ります。

< 臨時の予防接種 >

- 本市は、予防接種法第6条に基づく指示があった場合、臨時の予防接種を適切に行います。

※1 対人措置 法第4章に規定する就業制限や入院等の措置のこと。

※2 対物措置 法第5章に規定する汚染場所の消毒等の措置のこと。

② 健康診断、検体採取、就業制限及び入院勧告

- 保健所は、健康診断、就業制限及び入院措置を講ずるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報を対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とするとともに、人権尊重の観点からその措置は必要最小限のものとし、また、審査請求に係る教示等の手続及び法第20条第6項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行います。

< 健康診断の勧告等 >

- 健康診断の勧告等の対象は、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足る理由のある者とし、
- 法に基づく健康診断の勧告等以外にも、的確に情報の公表を行い、市民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨する場合があります。

< 検体の採取等 >

- 検体の採取等の勧告・措置は、感染症法に基づき、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者を対象に、まん延防止のため必要があると認められる場合に実施する。

< 就業制限 >

- 保健所は、就業制限に当たり、対象者その他の関係者に対し、対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等の対応を図られるよう周知します。

< 入院勧告の手続等 >

保健所は、入院勧告を行うに際し、患者等に対し、入院の理由、退院請求及び審査請求に関する事等、入院勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行うとともに、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状等について記録票を作成します。

<入院中の苦情の申出等>

- 入院勧告等に係る入院においては、医師から患者等に対する十分な説明及び患者の同意に基づいた医療の提供を行います。
- 入院後も、法第24条の2に基づく処遇についての市長に対する苦情の申出や、必要に応じて十分な説明及び相談を通じて、患者等の精神的不安の軽減を図ります。

<退院請求への対応>

- 保健所は、入院勧告等に係る患者等が法第22条第3項に基づく退院請求を行った場合には、当該患者が病原体を保有しているかの確認を速やかに行った上で必要な措置を講じます。

③ 積極的疫学調査

<積極的疫学調査の実施>

- 本市は、法に基づき積極的疫学調査を的確に実施します。
- 積極的疫学調査の実施に当たっては、保健所、衛生研究所及び動物管理部門等が密接な連携を図ることにより、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を迅速に進めます。
- 積極的疫学調査については、その趣旨をよく説明し、対象者の理解を得ることに努めます。また、正当な理由なく応じない場合に指示、罰則の対象となる類型の感染症患者等に対しては、人権に配慮しつつ、あらかじめ丁寧に説明するよう努めます。

<協力要請及び支援>

- 本市は、必要に応じて国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター及び他の地方衛生研究所等に協力を求め、積極的疫学調査を実施するとともに、協力の求めがあった場合には必要な支援を積極的に行います。

<緊急時の対応>

- 本市は、国による積極的疫学調査が実施される場合には、国及び県と連携を図るとともに必要な情報の収集及び提供を行います。

④ 感染症診査協議会

- 本市は、法第20条第1項の規定による入院勧告、同条第4項の規定による入院期間の延長等に当たり、感染症診査協議会の意見を聴き、その結果を踏まえ適切に対応します。
- 同協議会は、感染症のまん延防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行います。
- 同協議会の委員の任命に当たっては、患者等への医療及び人権尊重の視点も必要であるという趣旨を十分に考慮します。

⑤ 消毒その他の措置

- 本市は、以下の措置を講ずるに当たり可能な限り関係者の理解を得るとともに、個人の権利に配慮しつつ必要最小限の対応を図るものとします。
 - ・ 消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置
 - ・ 建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置

⑥ 指定感染症への対応

- 政令により指定感染症として対応することが定められた感染症と疑われる症例が医師から報告された場合には、本市は、法的な措置に基づき適切な対応に努めます。

⑦ 新感染症への対応

- 新感染症は、感染力やり患した場合の重篤性が極めて高い一類感染症と同様の危険性を有する一方、病原体が不明という特徴を有するものです。
- 新感染症が疑われる症例が医師から報告された場合には、本市は、国からの指導助言に基づき適切な対応に努めます。

⑧ まん延防止対策と食品衛生対策の連携

< 原因の究明 >

- 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、保健所長の指揮の下、食品衛生部門、検査部門及び感染症対策部門が相互に連携を図りながら迅速な原因究明に取り組みます。
- 原因となった食品等の究明に当たり、必要に応じ衛生研究所等や国立試験研究機関等との連携を図ります。

< 感染防止対策 >

- 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合、食品衛生部門においては、一次感染を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止や営業停止等の行政処分を行うとともに、感染症対策部門においては、必要に応じ消毒等を実施します。

< 二次感染防止対策 >

- 感染症対策部門と食品衛生部門が連携し、感染症に関する情報の提供等の必要な措置をとることにより、二次感染による感染症のまん延防止を図ります。

⑨ まん延防止対策と環境衛生対策の連携

- 水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延の防止のための対策を講ずるに当たって、環境衛生部門と感染症対策部門が連携して原因究明や消毒等を実施します。

⑩ 情報の公表

- 本市は、感染症の発生状況や医学的知見など、市民が感染予防対策を講じる上で有益な情報について、混乱を招かないように配慮しつつ、可能な限り提供に努めます。
- 平時から報道機関と信頼関係の確立に努めるとともに、患者・家族等の人権を尊重し、誤った情報や不適当な報道がなされないよう、的確な情報提供に努めます。



エボラ出血熱等患者発生時対応訓練

※ **新興感染症** 法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症のこと。

(3) 情報の収集、調査及び研究

① 基本的な考え方

- 感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、本市は、国及び県との連携の下、国や県が整備する情報基盤も活用しながら、調査及び研究を積極的に推進するよう努めます。

② 感染症及び病原体等に関する調査及び研究

- 保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、疫学的な調査及び研究を衛生研究所等との連携の下に進めます。
- 衛生研究所は、感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表を行います。また、その実施に当たっては国立感染症研究所や他の地方衛生研究所等、検疫所、県、本市の関係部門及び保健所と連携します。
- 本市における調査及び研究については、地域の環境や感染症の特性等に応じた取組が重要であり、その取組に当たっては、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員の活用に努めます。
- 厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、新興感染症※の対応を行い、知見の収集及び分析を行います。
- 感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集するため、医師が届出等を行う場合には、電磁的方法によることが必要です。また、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院、退院又は死亡した場合も、電磁的方法で報告することが求められます。

(4) 検査体制及び能力の向上

① 基本的な考え方

- 本市は、衛生研究所における病原体等の検査体制の充実を図るとともに、医療機関及び民間の検査機関等における検査に対し、必要に応じ技術支援及び精度管理等を実施します。
- 新興感染症のまん延が想定される感染症が発生した際に、検査が流行初期の段階から円滑に実施されるよう、対策協議会等を活用し、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行います。また、民間の検査機関等との連携を推進します。

② 病原体等の検査

- 本市は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、衛生研究所や保健所における病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で連携を図ります。また、対策協議会等を活用し、あらかじめ県及び保健所設置市との協力体制について協議するよう努めます。
- 衛生研究所が十分な試験検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の確保や配置等、平時から検査体制の整備を行います。

<数値目標> 詳細については『(7)体制の確保に係る目標』参照

項目	目標値	
	流行初期 (発生の公表後 1か月以内)	流行初期以降 (発生の公表後 6か月以内)
衛生研究所の検査実施能力(※)	120件/日	120件/日
衛生研究所の検査機器数	3台	3台

- 衛生研究所は、新興感染症等の発生初期において検査を担うことを想定し、以下の取組を行います。
 - ・ 国立感染症研究所との情報交換を密にするとともに、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備及び検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上に努めます。
 - ・ 地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、必要に応じ情報の収集・提供及び技術的支援を行います。
 - ・ 国立感染症研究所の検査手法を活用して検査実務を行うほか、保健所や他の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ適確に検査を実施します。
 - ・ 国立感染症研究所等と連携して、新興感染症の病原体等について迅速な検出が可能となるよう、人材の養成及び必要な資器材の整備を行います。

③ 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

- 本市は、感染症のまん延防止等のため、患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析し、公表できるように体制を整備します。

(※) 新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者若しくは新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の検体又は当該感染症の病原体の検査の実施能力

(5) 医療提供体制の確保

① 基本的な考え方

- 新興感染症が発生した際に速やかに対応するため、県と市内医療機関が協定締結等を行い、外来診療、入院、自宅療養者等への医療提供体制を整備しています。また、対策協議会等を通じて関係者や関係機関と協議の上、連携が図られるよう調整する必要があります。
- 感染症指定医療機関及び協定指定医療機関においては、感染症のまん延防止のために必要な措置を講じた上で、人権に配慮しつつ通常の医療と同等の療養環境において医療が提供できるよう努めます。

② 医療提供体制

- 本市は、医療機関と協定締結等を行う県と平時から協議し、連携を図ります。
- 感染症指定医療機関や医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体等と緊密に連携します。



横浜市立市民病院
(第一種感染症指定医療機関)



感染症患者移送専用車両

(6) 患者の移送体制の確保

① 基本的な考え方

- 入院を勧告した患者又は入院させた患者の医療機関への移送*体制の確保に当たっては、保健所のみでは対応が困難な場合において、本市組織内における役割分担や連携、民間事業者等への業務委託等を図ります。

② 移送体制の確保

- 患者発生時に保健所所有の移送専用車両で円滑な移送が行われるよう、平時から消防部門等と連携し、情報を共有する枠組みや役割分担、人員体制の整備を図るよう努めます。
- 措置勧告による入院及び転院をする患者等の発生に備え、平時から、関係者を含めた移送訓練や演習等を定期的実施します。

③ 関係機関との連携

- 消防部門が傷病者を搬送した後、当該傷病者が、法第12条第1項第1号等に規定する患者等であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防部門に対して、当該感染症等に関し適切に情報等を提供します。

※ 移送 法第21条（法第26条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）又は法第47条の規定によるもの

(7) 体制の確保に係る目標

① 基本的な考え方

- 体制の確保に当たり対象とする感染症は、法に定める新興感染症を基本とします。本計画の策定に当たっては、感染症に関する国内外の最新の知見を踏まえつつ、まずはこれまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に取り組みます。
- 実際に発生及びまん延した感染症が、「事前の想定とは大きく異なる事態」であると国が判断した場合は、その感染症の特性に合わせて対策を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行います。

② 目標の設定と検証

- 本市は、国が策定するガイドラインや県予防計画等を参考に、本計画における数値目標を以下の項目について定めます。

本計画において定める数値目標の項目	掲載ページ
・検査の実施件数（実施能力） ・衛生研究所における検査機器の数	P70
・職員等に対する研修及び訓練回数	P75
・保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数 ・IHEAT要員※確保数（IHEAT研修受講者数）	P76

- 対策協議会にて本計画に基づく取組状況を毎年報告し、数値目標の達成状況等について進捗確認を行うことで、関係者が一体となって、平時から感染症の発生及びまん延を防止していくための取組の実施状況を検証します。また、有用な情報を共有することで連携の緊密化を図ります。



横浜市衛生研究所

※ IHEAT要員 IHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）とは、都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンクを創設し、支援の要請があった保健所等に対し潜在保健師等を派遣する仕組みのこと。IHEAT要員とは、IHEATに登録し、その要請を受ける旨の承諾をした者

(8) 宿泊施設の確保

① 基本的な考え方

- 新興感染症が発生した場合には、重症者を優先する医療体制へ移行することも想定されます。
- 自宅療養者等の家庭内感染等や医療体制のひっ迫を防ぐ等の観点から、新興感染症の特性や、感染力その他当該感染症の発生及びまん延の状況を考慮しつつ、宿泊施設※¹の体制を整備できるよう、平時から計画的な準備を行うことが重要です。

② 宿泊施設の確保

- 本市は、平時から宿泊施設と協定を締結する県と協議を行い、連携を図ります。

※¹ 宿泊施設 法第44条の3第2項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は法第50条の2第2項に規定する感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たす宿泊施設のこと。

※² 外出自粛対象者 新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者（外出自粛に係る法の規定が適用される指定感染症にあっては、当該感染症の外出自粛対象者）のこと。

(9) 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

① 基本的な考え方

- 外出自粛対象者※²については、体調悪化時等に適切な医療につなげることができる健康観察の体制を整備することが重要です。また、外出自粛により生活上必要な物品等の物資の入手が困難になることが想定されるため、当該対象者について生活上の支援を行うことが重要です。
- 外出自粛対象者が社会福祉施設等で過ごす場合は、施設内で感染がまん延しないような環境を構築することが求められます。

② 療養生活の環境整備

- 本市は、医療機関、医師会、薬剤師会及び看護協会等からの協力や、必要に応じ民間事業者への委託等を活用し、外出自粛対象者の健康観察等や診療、医薬品の支給等の体制を確保するため、平時から県と協議の上、連携を図ります。また、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等とも連携します。
- 宿泊施設の運営体制や外出自粛対象者への食料品等の生活必需品等の支給については、平時から対策協議会等を活用し、県等とあらかじめ役割分担、費用負担のあり方等について協議しておきます。
- 県等と連携してICTを積極的に活用しながら、健康観察等を効率的に行います。
- 社会福祉施設等において、医療機関と連携し、必要に応じてゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保しておき、施設内における感染のまん延を防止します。

(10) 対策物資等の確保

① 基本的な考え方

- 医薬品や個人防護具※¹等の感染症対策物資等※²は、感染症の予防及び感染症の患者に対する診療において欠かせないものです。
- 特に新型インフルエンザ等感染症等の全国的かつ急速なまん延が想定される感染症が発生した際には、感染症対策物資等の急速な利用が見込まれるため、平時から不足しないよう対策することが重要です。

② 対策物資の確保と供給

- 本市は、新型インフルエンザ等感染症等のまん延に備え、医療機関への依頼や薬剤師会と協定締結等により、医薬品の供給や個人防護具等の備蓄を適確に行います。

※¹ 個人防護具 エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のこと。

※² 感染症対策物資等 法第53条の16第1項に規定する医薬品、医療機器、個人防護具、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材のこと。

※³ リスクコミュニケーション

リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報及び意見を相互に交換すること。リスク評価の結果及びリスク管理の決定事項の説明を含む。

(11) 啓発及び人権の尊重

① 基本的な考え方

- 本市は、感染症に関する適切な情報の公表、正しい知識の普及に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を行うに当たり、人権を尊重し、感染症の患者及びその家族等や医療関係者等が差別を受けることがないよう適切な対応を行います。
- 医師等は、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療の提供に努めます。
- 市民は、感染症についての正しい知識の習得及び自ら感染症を予防するとともに、患者等が差別を受けることがないよう配慮していくことに努めます。

② 啓発及び人権の尊重

- 本市は、診療、就学、交通機関の利用等の場面において、正しい知識の普及・啓発や患者及びその家族等や医療関係者等への差別や偏見の排除のため、必要な広報の実施に努めます。特に、保健所は、感染症についての情報提供、相談等のリスクコミュニケーション※³を行います。
- 患者情報の流出防止のため、個人情報の取扱いについては基準を定めて厳重に管理します。
- 医師が感染症患者に関する届出を行った場合には、個人情報保護に配慮しつつ、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するように徹底を図ります。
- 本市は報道担当部門を通じて、平時に報道機関とあらかじめ調整した基準により、的確に情報を提供します。また、誤った情報や不適当な報道がなされたときには、速やかにその訂正がなされるように、報道機関と信頼関係の確立に努めます。

(12) 人材の養成及び資質の向上

① 基本的な考え方

- 感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる多様な人材の養成を行うことが重要です。
 - ・ 新たな感染症対策に対応できる知見を有する医療現場で患者の治療に当たる感染症の医療専門職
 - ・ 社会福祉施設等でクラスターが発生した場合に適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家
 - ・ 感染症の疫学情報を分析する専門家
 - ・ 行政の中において感染症対策の政策立案を担う人材

② 人材の養成及び資質の向上

- 本市は、保健所及び衛生研究所等の職員等の資質の向上・維持のため、国立保健医療科学院及び国立感染症研究所等で行う感染症に関する研修に職員を積極的に派遣します。
- 国立機関との人事交流を行い、感染症に関する知識を習得した者については、保健所及び衛生研究所等における活用等を図ります。
- 発生時における即応体制確保のため、定期的に関係機関等と患者移送・受入等の訓練を行うとともに、専門職だけでなく広く職員向けの研修及び訓練を実施します。
- 県と協力し、IHEAT要員の確保や研修、連絡体制の整備及びその所属機関との連携の強化等を通じて、IHEAT要員による支援体制を確保します。
- IHEAT要員の活用を想定し、平時から実践的な訓練の実施等の準備を行います。

③ 医療機関・医師会等の方策

- 第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関を含む感染症指定医療機関においては、新興感染症の発生を想定し、他の医療機関等に派遣することも視野に入れ、その勤務する医師及び看護師等の資質向上のための研修等を実施します。
- 医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修の実施に努めます。

<数値目標> 詳細については『(7)体制の確保に係る目標』参照

項目	目標値
職員等に対する研修及び訓練回数	年1回以上

(13) 保健所の体制の確保

① 基本的な考え方

- 保健所は地域の感染症対策の中核的機関として、地域保健法に基づき厚生労働大臣が策定する基本指針とも整合性をとりながら、必要な情報の収集、分析、適時適切な情報公開を行う機関です。感染拡大時にも健康づくり等地域保健対策も継続実施できるよう関係機関等と連携します。
- 平時から有事の際に速やかに体制を切り替えることができる仕組みを構築します。
- 本市は、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等について、本市組織内の役割分担を明確化します。
- 感染症発生時に迅速に対応できるよう、1保健所18支所体制をとることで指揮命令系統を一元化し、責任者に対して感染症に関する情報を迅速かつ適切に伝達します。
- 健康危機発生時に備えて、保健所の平時からの計画的な体制整備を行います。

② 保健所の体制の確保

- 感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時においてその体制に迅速に切り替えることができるようにします。
- 広域的な感染症のまん延の防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者[※]の把握等の専門的業務を十分に実施するために、保健所における人員体制等を整備します。
- 体制の整備に当たっては、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄をはじめ、業務の一元化や外部委託、ICTの活用等を通じた業務の効率化を積極的に進めるとともに、外部人材や応援体制を含めた人員体制及び受入体制の構築（応援派遣要請のタイミングの想定も含む。）等を行い、本市組織内で共有します。
- 地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐し、健康危機管理を担う人材育成を含めた総合的なマネジメントを担う統括保健師を配置します。

<数値目標> 詳細については『(7)体制の確保に係る目標』参照

項目	目標値
保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数	1,100人
IHEAT要員確保数（IHEAT研修受講者数）	30人

※ 濃厚接触者 新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者

(14) 緊急時の施策

① 緊急時における施策

- 本市は、感染症の患者の発生予防、又はまん延防止のために緊急を要すると認めるときは、医師その他の医療関係者に対し、県と協力して当該措置の実施に必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策を講じます。
- 市民の生命及び身体を保護するために、緊急に国から職員の派遣、その他必要な協力の要請があった場合には、迅速かつ的確に対応するよう努めます。
- 新感染症の患者の発生や生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合など、本市に十分な知見が蓄積されていない場合には、国から職員や専門家の派遣等必要な支援を受けます。

② 緊急時における国との連絡体制

- 本市は、法第12条に規定する国への報告等を県を通じて確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合や、その他感染症についての緊急対応が必要と認める場合には、迅速かつ確実な方法により、国や県との緊密な連携を図るよう努めます。
- 検疫所から一類感染症等の患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合は、検疫所と連携し、同行者等の追跡調査その他必要と認める措置を行います。
- 緊急時においては、国や県から対策を講じる上で有益な情報の提供を受けるとともに、国や県に対しては地域における患者の発生状況等の情報共有に努めます。

③ 緊急時における県との連絡体制

- 本市は県と緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況や緊急度等を勘案し、必要に応じて相互に職員及び専門家の派遣等を行います。
- 複数の自治体にわたり感染症が発生した場合であって緊急を要するときには、県が提示する県内の統一的な対応方針等に基づき、感染の拡大防止に努めます。

④ 緊急時における情報提供

- 緊急時においては、本市は国の情報に基づいて感染症の患者の発生状況や医学的知見など市民が感染予防等の対策を講じる上で有益な情報を、パニック防止と人権尊重の観点を考慮しつつ、可能な限り市民に提供します。この場合には、情報提供媒体を複数設定し、理解しやすい内容で情報提供を行うものとします。

(15) その他重要事項

① 施設内感染の防止

- 本市は、病院、診療所、社会福祉施設等において感染症の発生やまん延を防止するため、最新の医学的知見を踏まえた施設内感染に関する情報を適切に提供します。
- 医療機関における院内感染防止措置に関する情報を収集し、他の医療機関に提供します。また、施設内感染に関する情報や研究の成果及び講習会・研修に関する情報を、医師会等の関係団体等の協力を得て、病院、診療所、社会福祉施設等の現場の関係者に普及し、活用を促します。
- これらの施設の開設者又は管理者は、提供された情報に基づき、必要な措置を講じ、医療機関においては院内感染対策委員会等を設置するなど院内感染の防止に努めます。また、平時から施設内の患者・利用者及び職員の健康管理を行い、感染症の早期発見に努めます。

② 災害防疫

- 災害発生時の感染症の発生予防及びまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われます。そのため、本市は、災害発生時において、横浜市防災計画等に基づき迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生及びまん延の防止に努めるとともに、保健衛生活動等を迅速に実施します。

③ 動物由来感染症対策

<届出の周知等>

- 本市は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、法第13条に規定する届出や狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する届出の義務について周知を行います。
- ワンヘルス・アプローチに基づき、関係機関及び医師会、獣医師会などの関係団体等と情報交換を行うこと等により連携を図り、市民への情報提供を行います。

<情報収集体制の構築>

- 獣医師会、獣医学科を設置する大学、動物飼育施設、畜産関係者及び医療機関等の協力を得て、動物由来感染症に関する幅広い情報を収集するための体制を構築します。

<情報提供>

- ペット等の動物を飼育する市民が動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払えるよう適切な情報の提供に努めます。

<病原体保有状況調査体制の構築>

- 本市は、積極的疫学調査の一環として動物の病原体保有状況調査により広く情報を収集することが重要であるため、保健所、衛生研究所及び動物管理部門等が連携を図りながら調査に必要な体制構築に努めます。

< 感染症対策部門と動物管理部門の連携 >

- 動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物への対策や、動物等取扱業者への指導、獣医師会との連携及び市民に対する正しい知識の普及等が必要であることから、感染症対策部門と動物管理部門が適切に連携して対策を講ずるよう努めます。

④ 外国人への情報提供

- 法は、市内に居住又は滞在する外国人についても一般市民と同様に適用されるため、本市は、感染症対策を外国語で説明した広報を行う等、外国人への情報提供に努めます。

⑤ 薬剤耐性対策

- 本市は、医療機関において、薬剤耐性の対策及び抗菌薬の適正使用が行われるよう、適切な方策を講じます。

(1) 結核対策

現状と課題

- 横浜市の結核り患率は減少傾向にあり、2022年のり患率（7.6）は全国平均（8.2）より低いものの、各区のり患率、患者登録者数に差が認められます。また、新登録患者の半数以上が70歳以上の高齢者である一方、20～30代では外国出生者の占める割合が増加傾向です。結核患者の高齢化や留学、就労目的の入国者に対応した結核対策が課題となっています。

横浜市における結核対策

- （1）結核発生動向調査の体制等の充実強化
- （2）発病の予防及びまん延防止
 - ・ハイリスク健診の実施、結核定期健康診断の受診の徹底
- （3）結核に係る医療の提供
 - ・早期の適切な医療の提供と合併症等に係る治療を含めた総合的な治療への対応
- （4）治療完遂への支援
 - ・患者に対するDOTS（直接服薬確認療法）の推進
- （5）人材の育成
 - ・結核指定医療機関に対する研修の実施
- （6）普及啓発及び人権の尊重
 - ・結核に関する正しい知識の普及による結核患者への差別や偏見の防止
- （7）研究、調査の推進
- （8）施設内感染の防止
 - ・病院、学校、社会福祉施設等への結核に関する正しい知識の普及

施策の方向性



結核の予防及びまん延の防止のため、健康診断と結核患者への適切な医療の提供、患者管理・支援を行うとともに、市民への知識の普及啓発をより効果的、総合的に推進します。目標値の達成状況、結核の発生動向状況等の定期的な検証及び評価を踏まえ、結核対策の取組を充実させます。

指標	現状	2026	2029
結核り患率（人口10万人対）	7.6 (2022)	7以下	4以下

◎主な施策

施策		指標	現状	2026	2029
①	確実な治療完遂と多剤耐性結核の発生防止のためのDOTS（直接服薬確認療法）実施体制の強化	DOTS実施率	97.2% (2021)	98% 以上	98% 以上
②	潜在性結核感染症や新たな発病者の早期発見及び感染源・感染経路の探求のための接触者健診の実施	接触者健診実施率	95.6%	100%	100%

(2) HIV/エイズ・性感染症対策

現状と課題

- 2022年新たに横浜市に報告されたHIV/エイズ患者は16件で、2021年と比較し減少しましたが、診断時にエイズを発症している割合は31.3%と変わらず推移しています。2022年に横浜市に報告された梅毒患者は196件で、最多の報告数となりました。梅毒等の性感染症は母子感染や妊娠中の合併症を引き起こす危険因子となる場合があり、性感染症の予防と早期発見・早期治療のための普及啓発が求められています。

施策の方向性

- 👉 HIV/エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発について関係機関と連携しながら、検査・相談体制を充実させ、感染の予防及びまん延防止を図ります。また、HIV/エイズ患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供を推進します。

横浜市におけるエイズ対策

- (1) HIV検査・相談体制の強化
 - ・プライバシー保護に十分留意した、無料匿名、検査・相談事業
- (2) 市民への正しい知識等の普及啓発及び人権の尊重
 - ・ホームページ等を活用した情報発信
 - ・青少年やMSM・性産業従事者等の個別施策層に対し、NPOや横浜AIDS市民活動センターと連携した啓発
- (3) 関係機関との連携強化
 - ・市内2か所のエイズ中核拠点病院・5か所の拠点病院との連携による医療サービス提供の向上
 - ・HIV感染者やエイズ患者の支援のためのエイズ専門カウンセラー派遣
 - ・横浜市エイズ対策推進協議会の開催と、関係機関との相互の連携・協力による総合的なエイズ対策の推進

◎主な施策

施策		指標	現状	2026	2029
①	HIV検査を受けやすい環境の整備	HIV検査実施件数	1,677件 (2022)	2,000件 以上	2,000件 以上
②	市民や市職員を対象とした講座・研修の実施	講座・研修実施回数	10回/年 以上	10回/年 以上	10回/年 以上

(3)感染症・食中毒対策

現状と課題

- 平時から感染症の発生状況について市内及び全国の情報を収集・分析しています。適切な予防対策の推進を図るため市民や医療機関等に効果的な情報提供・啓発を実施する必要があります。また感染症・食中毒発生時には拡大・まん延防止のため迅速かつ的確に対応することが求められています。

施策の方向性

- ☝ 保健所及び18区保健所支所において、感染症や食中毒発生情報の正確な把握・分析、速やかな情報提供及び状況に応じた的確な対応を行います。また、医療機関や関係団体等との連携により、感染症・食中毒の予防及びまん延防止を図ります。

コラム

施設向け研修

保健所及び保健所支所では高齢者施設や保育施設内で感染症の発生に備え、施設内の感染対策が適切に行われるように施設の従事者に向けた研修会を行っています。

講義を通じて感染症の基礎知識を習得し、各施設で活用できるように、おう吐物処理の実技演習を行うなど実践的な内容で実施しています。



◎主な施策

施策		指標	現状	2026	2029
①	医療機関、研究機関、近隣自治体、国、関係団体等との連携、迅速な情報共有	横浜市感染症発生動向調査委員会の開催回数	12回/年	12回/年	12回/年
②	市民や事業者等へ各種媒体を活用した、感染症・食中毒の予防に関する効果的な普及啓発	啓発回数	2回/年以上	12回/年以上	12回/年以上
③	市職員や関係施設の職員等を対象とした感染症・食中毒発生時の知識・技術向上の研修実施	研修実施回数	10回/年以上	10回/年以上	10回/年以上

(4) 輸入感染症対策

現状と課題

- 海外への渡航者や海外からの入国者の増加に伴い、輸入感染症の発生や感染拡大が予測されます。新興・再興感染症を含めた輸入感染症の予防啓発及び発生時の早期対応を着実に進めていく必要があります。

コラム

蚊媒介感染症対策

海外で問題になっている感染症（デング熱やジカウイルス感染症など）を媒介する蚊の捕獲調査を行い、感染症の原因となるウイルスの保有状況を調査しています。

また、蚊が媒介する感染症は蚊を増やさないと蚊に刺されないことが重要であるため、各種媒体（インターネットなど）を用いて市民向けに呼びかけています。



蚊の捕獲調査（人囮法）



蚊の対策を呼びかけるポスター

施策の方向性

- ✎ 海外渡航者向けに市民、医療機関、関係団体等に時季をとらえて啓発を行います。
輸入感染症発生の情報提供及び状況に応じた的確な対応や医療機関等との連携を行います。

◎主な施策

施策		指標	現状	2026	2029
①	医療機関、研究機関、近隣自治体、国、関係団体等との連携、迅速な情報共有	横浜市感染症発生動向調査委員会の開催回数 【再掲】	12件/年	12件/年	12件/年
②	市民や事業者等へ各種媒体を活用した、輸入感染症の予防に関する効果的な普及啓発	啓発回数	2回/年以上	2回/年以上	2回/年以上

(5)新型インフルエンザ対策

現状と課題

- 医療機関等との連携強化を目的とした連絡会及びシミュレーション訓練について、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて再構築する必要があります。併せて備蓄計画を見直し、個人防護具や抗インフルエンザウイルス薬の適正な数の確保が必要です。

施策の方向性

- ☝新型コロナウイルス感染症対応の経験を生かした感染拡大防止計画・訓練の整備や個人防護具、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄を計画的に行います。
また、「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、関係機関と連携し、新型インフルエンザ対策を推進します。

コラム

新型インフルエンザ対応個人防護具



新型インフルエンザ等発生時に患者及び接触者の調査に従事する職員等の感染防御を目的として、個人防護具を着用します。

- 新型インフルエンザ対応個人防護具一式
 - ・防護服
 - ・ガウン
 - ・キャップ
 - ・フェイスシールド
 - ・ゴーグル
 - ・N95マスク
 - ・ニトリル手袋
 - ・シューカバー

◎主な施策

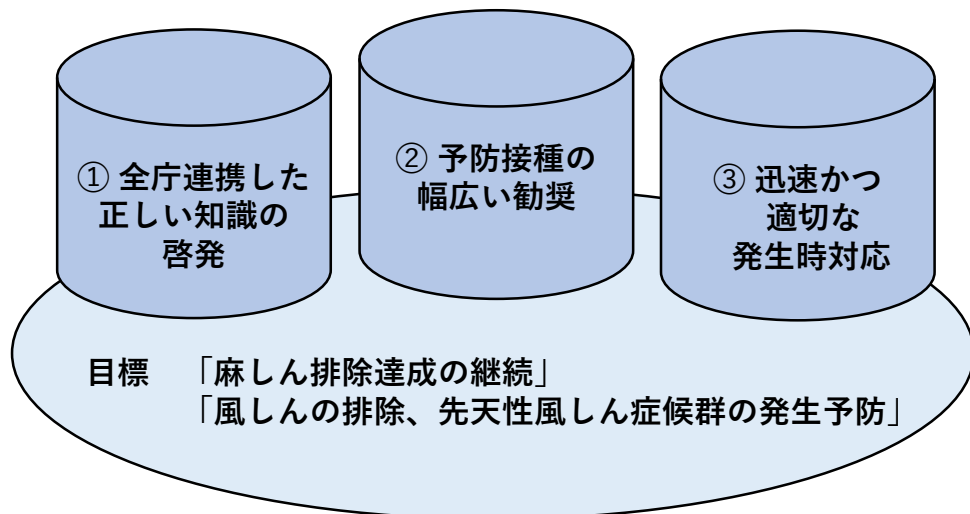
施策		指標	現状	2026	2029
①	新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡会の開催	開催回数【再掲】	1回/年	1回/年以上	1回/年以上
②	個人防護具等の備蓄	個人防護具備蓄数【再掲】	60,000セット	60,000セット	60,000セット

(6) 麻しん・風しん対策

現状と課題

- 麻しんは2015年に排除認定されたものの、輸入感染症としての麻しんの報告を認めます。風しんは2019年に全国的に患者が急増し、先天性風しん症候群の報告がありました。麻しん排除の継続と風しんの排除のためには、麻しん風しん混合(MR)ワクチンの高い接種率を維持する必要がありますが、2022年の麻しん風しん混合(MR)ワクチン2期の接種率は89%まで低下しており、接種率向上に向けた対策が重要です。

横浜市が目指す姿 3本の柱



施策の方向性

- ✋ 麻しん・風しんに関する正しい知識の広報・啓発や医療機関等の関係機関と連携した接種勧奨等を実施し、接種率の向上を図ることにより麻しん排除達成の継続と風しん排除に向けた対策を図ります。

指標	現状	2026	2029
麻しん風しん混合(MR)ワクチン2期 接種率	89%	95%以上	95%以上

◎主な施策


施策		指標	現状	2026	2029
①	麻しん排除の維持と風しんの排除に向けた麻しん風しん対策連絡会の開催	「横浜市麻しん風しん対策連絡会」の開催回数	1回/年	2回/年	2回/年
②	就学時等ライフイベントに合わせた重点的な麻しん風しん混合(MR)ワクチンの接種勧奨	重点的な接種勧奨回数	3回/年	3回/年以上	3回/年以上

(7)予防接種

現状と課題

- 定期予防接種の高い接種率を維持するため、予防接種の重要性や接種漏れが生じやすいワクチンについて広報・案内などを行う必要があります。また、直近10年間で新たに8つのワクチンが定期接種化され、制度が複雑化しており、協力医療機関における予防接種事故の増加につながっています。継続的に安全・適切な接種が実施されるよう、医療機関に向けた研修等、事故防止の取組が必要です。

施策の方向性

 市民への予防接種の正しい知識の提供と接種機会を確保します。関係機関等と連携して安全・適切な接種と副反応や予防接種事故に対する相談体制を構築します。

日本で接種可能なワクチン（定期接種）

種類	感染症の分類	ワクチン名	予防できる感染症
定期接種	集団予防を目的とする感染症 (A類疾病)	Hib(ヒブ)ワクチン	Hib(ヒブ)感染症 (細菌性髄膜炎、喉頭蓋炎等)
		小児用肺炎球菌ワクチン	小児の肺炎球菌感染症 (細菌性髄膜炎、敗血症、肺炎等)
		B型肝炎ワクチン	B型肝炎
		ロタウイルスワクチン	感染性胃腸炎(ロタウイルス)
		4種混合ワクチン	ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ
		BCG	結核
		麻しん風しん混合(MR)ワクチン	麻しん(はしか)、風しん
		水痘(みずぼうそう)ワクチン	水痘(みずぼうそう)
		日本脳炎ワクチン	日本脳炎
		HPVワクチン	HPV感染症(子宮頸がん)
定期接種	個人予防を目的とする感染症 (B類疾病)	インフルエンザワクチン (高齢者が対象)	インフルエンザ
		成人用肺炎球菌ワクチン (高齢者が対象)	成人の肺炎球菌感染症

◎主な施策

施策		指標	現状	2026	2029
①	予防接種の重要性の周知と接種率の維持・向上に向けた個別通知を中心とした定期予防接種の接種勧奨	接種勧奨回数	1回/年	2回/年以上	2回/年以上
②	医療機関、研究機関、近隣自治体、国等との連携及び迅速な情報共有	医療機関等への情報提供回数	6回/年以上	6回/年以上	6回/年以上
③	医療機関を対象とした安全・適切な予防接種に関する研修の実施	BCG・予防接種研修等	2回/年	2回/年以上	2回/年以上